１．招集年月日　　令和８年１０月１３日　　午前１０時００分

２．開会の時刻　　令和８年１０月１３日　　午前１０時００分

３．閉会の時刻　　令和８年１０月１３日　　午前１０時５２分

４．会議の区別　　令和８年１０月総会

５．会議の場所　　本庁舎　会議室

６．出席、欠席、遅参または早退した委員の番号氏名

議席番号	氏　　名	出欠の別
１番	宮岡　英二	出席
２番	高谷　明弘	出席
３番	武村　一夫	出席
４番	池田　　実	出席
５番	池田久美子	欠席
６番	髙山　康男	出席
７番	柴田　博行	出席
８番	後藤　　勤	出席
９番	森谷　新一	出席
１０番	政保　正孝	出席
１１番	松本　正幸	出席
１２番	池田　和道	出席
１３番	赤岩　優	出席
１４番	入澤　靖昭	出席
１５番	福島　一則	出席
１６番	海原　康雄	出席
１７番	美甘　英之	出席
１８番	石原　誉男	出席
１９番	矢谷　光生	出席

７．本会の書記　　真庭市農業委員会事務局長次長　　池田　政師

同　　事務局専門官　今石　健司

同　　事務局主事　　岡村　侑磨

議　事　日　程

令和８年１０月１３日提出

令和８年１０月総会

日程	議案番号	案　　件	結　果
1		議事録署名委員の指名について	３番　武村一夫 ４番　池田　実
2	議案第３６号	農地法第３条の規定による許可申請書の審議について	原案可決
3	議案第３７号	農地法第４条の規定による許可申請書の審議について	原案可決
4	議案第３８号	農地法第５条の規定による許可申請書の審議について	原案可決
5	議案第３９号	農地中間管理業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告について	原案可決
6	報告第１６号	農地法第１８条第６項の規定による農地の貸借の合意解約について	承認
7	報告第１７号	農地の形状変更に係る届出について	承認
8	報告第１８号	農地改良に係る届出について	承認

（午前１０時００分　開会）

事務局　　皆さん、おはようございます。ただいまから令和８年１０月総会を開会いたします。

それでは会長より、挨拶をお願いいたします。

会　長　　おはようございます。ご苦労さまです。

改選がありまして、最初の総会ということになります。

３年間、どうかよろしくお願いしたいというふうに思います。

今年は非常に台風の多い年でした。

まだこれからも出てくるかと思いますけど、この地域は大きな被害もなく過ごせているというふうに思います。

天候もなかなか安定しなかったのですけど、１０月に入って、かなり秋らしくなってまいりました。

日中は少し暑いですけど、農作業のほうも、刈取り等も進んでいるというふうに思います。

気になるのが非常に、米がかなり値段が下がったということでございます。

農業者にとって、一番のよりどころでございます。

今後どのようになっていくか、非常に先が見えないというような状態が続いております。

国会のほうも今、今日は衆議院の予算委員会が開かれてというところでございます。

来年度からは、食料関係も８％から、消費税が１％になるということには、進めているようでございます。農家にとって、非常に大きな問題でございます。しっかりと対策のほうを、国のほうに取っていただきたいというふうに思っております。

農政は非常に大変ですけど、我々も国をしっかりと見ながら、これらの地域でできることは、いろいろと取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、今後とも皆さんからの意見をしっかりと出していただくように、お願いしたいというふうに思います。

それでは、これより１０月総会を開会いたします。よろしくお願いし

ます。

事務局　　本日の欠席委員は１名で、遅参委員は０名です。

よって、ただいまの出席委員は１９名中１８名で、定足数に達しておりますので、１０月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは真庭市農業委員会会議規則第５条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。

議　長　　それではこれより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程１、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第３５条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議　長　　異議なしと認めます。

それでは、議事録署名委員は３番委員、４番委員を指名いたします。

続きまして日程２、議案第３６号、農地法第３条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号１について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　議長。

議　長　　事務局。

事務局　　それでは、議案第３６号、農地法第３条の規定による許可申請書の審議について、資料の２ページをお開きください。

本日審議していただく案件は４件となります。

また農地法第３条第２項の各号におきましては、申請書によって審議した結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

それでは、番号１でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田１筆８３６㎡を、売買による所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは現地調査を行った結果について、２２番推進委員さんから説明をお願いいたします。

２２番推進委員　議長。

議　長　　２２番推進委員。

２２番推進委員　２２番推進委員です。

議案番号３６号について、１０月２日、譲受人の立会いをいただき、現地調査を行いました。

譲渡人の森岡さんは、長年にわたり、申請地で稲作を行ってこられましたが、数年前から体調を崩され、自ら耕作することが困難となったため、隣接地に耕作地を所持する譲受人と売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。

続きまして、譲受人の耕作状況についてですが、譲受人はとても熱心に農業に従事されています。

息子さんも、休みには手伝っておられます。

土地所得後も、水稲の稲作をされるとのことでした。

申請農地の取得後も、必要な農作業に従事すると認められます。

以上のとおり、耕作状況及び従事人数等については、問題ないと思われます。審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。

続きまして、番号２について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　番号２でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田１筆６８１㎡を、譲与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、現地調査を行った結果について、２４番推進委員さんから、説明をお願いいたします。

２４番推進委員　２４番です。

議　長　　２４番推進委員。

２４番推進委員　１０月９日に譲渡人、譲受人の双方の立会いをいただき、現地調査を行いました。

譲渡人は、遠くに住んでおり、実家の土地の権利を持っていますが、

耕作できず、譲受人と売買の話が持ち上がり、所有権の移転を行うものです。
譲受人は専業農家であり、トラクター、田植機、コンバインの必要な農機具を所有しており、土地所有後も、稲作を続けられるそうです。
これによって、必要な農作業に従事することができると思われますので、審議のほど、よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございました。
続きまして、番号３について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　番号３でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、畑１筆３９８㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、現地調査を行った結果について、２番委員さんから説明をお願いいたします。

２番委員　　議長。

議　長　　２番委員。

２番委員　　２番委員です。３条の番号３について報告いたします。
現地確認は１０月４日に、譲受人と奥様と実施しました。
譲渡人は大阪に住んでおられるということで、帰れないということもあり、電話で確認しました。
権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人との関係はなく、行政書士の仲介で話がまとまり、申請するものです。
譲渡人は２年前から、大阪の家族のところで暮らされており、今後勝山に帰る予定はないとのことです。
譲受人は、現在倉敷市に住んでおられますが、友達がいることから、勝山に住みたいと家を探されていたところ、購入した家に畑が含まれていたそうです。
譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は現在、倉敷市に住まれており、奥様とお父様と３人家族です。
家の横に畑があり、少しですが、作られています。
申請地は草が多く生えていますが、今後草刈りをし、きれいに整地を

し、野菜を作っていきたいと言われてます。
現在草刈り機は所有されていますが、今後必要な農機具をそろえたいとのことです。
そのほかの指摘事項はありません。審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。
続きまして、番号４について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　番号４でございますが、勝山の譲渡人が、同じく勝山の譲受人に、申請農地、田１筆３０６㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、現地調査を行った結果について、３５番推進委員さんから説明をお願いいたします。

３５番推進委員　３５番です。よろしくお願いします。

議　長　　３５番推進委員。

３５番推進委員　申請第３条、番号４番、譲受人と譲渡人の譲渡について、調べた案件を説明いたします。
権利移転に関する理由の明細ですが、申請人は親から耕作地を相続しましたが、機械もなく、耕作しないため、処分を検討し、譲渡の話がまとまったため、所有権移転を行うものとのことです。
譲受人のほうは、譲受人はトラクターなどの耕作機械を所有し、稲作を代々しております。
稲作田がそばにあり、稲作田として使用するとのことでした。
行く行くは隣接の田と合体して、農業の効率向上を考えているのではないかと思われます。
第３条の番号４番は以上です。

議　長　　それでは、以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。
これより質疑に入ります
質問のある方は、挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議　長　　ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第３６号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議　長　　異議なしと認めます。

よって議案第３６号、農地法第３条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

ただいま説明されるときに、申請人等の名前を出されましたけど、譲受人、譲渡人で、報告のときは言っていただければというふうに思いますので、すみませんけど、よろしくお願いいたします。

それでは、日程３、議案第３７号、農地法第４条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号１について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　議長。

議　長　　事務局。

事務局　　議案第３７号、農地法第４条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は１件でございます。

３ページをご覧ください。

番号１でございます。

申請人美甘は、鳥獣被害、水路の崩落等による水不足などのため、耕作困難となっていた申請農地、田３筆２，２５５㎡へ植林し、山林として利用するため、転用申請するものです。

農地区分は、１種農地、３種農地のいずれの要件にも該当しないため、２種農地と判断されます。

なお、農用地区域からの除外手続は完了しております。

転用に伴う費用は、自己施工のためございません。

添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画図と植林に関

する書類一式が添付されております。
申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、現地調査を行った結果について、１２番委員さんから説明をお願いいたします。

１２番委員　議長。

議　長　　１２番委員。

１２番委員　１２番でございます。
第４条の番号１の案件について、説明させていただきます。
１０月１日に、申請人さんに聞き取り調査を行いました。
この申請地は、図面にもあがっておりますように、申請人の集落より約１キロほど山間部に入った農地で、以前は田んぼとして稲づくりをしておりましたが、ここ最近獣害、特にイノシシの被害が大変多く、何も作れない状態になりました。
この際、杉・ヒノキを植林するとのことでございます。
申請地の周辺でございますが、東側が田んぼでございますが、これは不耕作地であり、何も問題はないと思われます。
西側が山林、南側が道路、北側が河川であり、植林をしても、田に及ぼす影響はありません。
またその他、指摘事項はありませんので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。
以上をもちまして、事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。
これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議　長　　ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第３７号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議　長　　異議なしと認めます。

よって議案第３７号、農地法第４条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして日程４、議案第３８号、農地法第５条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号１について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　議長。

議　長　　事務局。

事務局　　議案第３８号、農地法第５条の規定による許可申請書の審議について、本日ご審議いただく案件は２件でございます。

５ページをご覧ください。

番号１でございます。

申請人、譲受人落合は、現在の駐車場が手狭なことから、申請農地、畑１筆８３㎡を、譲渡人市外から譲り受け、自宅に併設する駐車場にするため、転用申請するものです。

農地区分ですが、１種農地、３種農地、いずれの要件にも該当しないため、２種農地と判断されます。

転用に伴う費用ですが、土地購入５万円となっております。

資金の内訳として、自己資金５万円で、残高証明により資金の確認ができております。

添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画図等、造成に関する書類一式が添付されております。

申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　すみません、ここでちょっと少し、休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

＜暫時休憩＞

議　長　　それでは、これより審議を再開いたします。

議案第３８号、農地法第５条の規定による許可申請書の審議についてでございます。

それでは現地調査を行った結果について、１番委員さんから説明をお願いいたします。

１番委員　　議長。

議　長　　１番委員。

１番委員　　譲受人、譲渡人、両方の確認が取れましたので、ご報告を申し上げます。

農地法第５条の１、案件は西河内、地図がついているとおりなんですが、譲渡人は現在、岡山にお住まいです。

家の前の土地を所有されておりまして、たまたま譲受人の方の駐車場が、家の駐車場が狭くなったということで、従来より、何とか譲ってくれんかというお話をされていたみたいです。

そのお話がお互い合意しまして、金銭での譲渡ということで、今回双方の了解が取れましたので、農地法に基づく転用の申請をしたというのが現状でございます。

電話に、確認になったんですが、双方とも何の問題もないと。認められれば、譲受人のほうが自己資金で、自宅の駐車場として整備していくという確認が取れましたので、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

議　長　　ありがとうございました。

続きまして、番号２について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　番号２でございます。

申請人、譲受人市内宗教法人は、申請農地、田１筆５２７㎡を、譲渡人市外から譲り受け、参拝者用の駐車場にするため、転用申請するものです。

農地区分ですが、１種農地、３種農地、いずれの要件にも該当しないため、２種農地と判断されます。

転用に伴う費用ですが、土地購入２０万円、土地造成５０万円となっております。

資金の内訳として、自己資金７０万円で、残高証明により資金の確認ができております。

添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画図等、造成に関する書類一式が添付されております。

申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、現地調査を行った結果について、３５番推進委員さんから、説明をお願いいたします。

３５番推進委員　３５番です。

議　長　　３５番推進委員。

３５番推進委員　申請要項５条、番号２番です。

譲受人、譲渡人のお話を聞いたんですけども、譲渡人が長く広島のほうに住んでおられて、ちょっと連絡が取れなくて、譲受人のほうに連絡を取って、何度か会ったり、ＬＩＮＥ交換なんかでお話を伺いました。

転用しようとする理由なんですが、譲渡人は長く真庭市を離れており、地域の方や世話人、住職が周辺の草刈り等をしてきましたが、土地活用を世話人、住職が考え、将来的に、今の駐車場というふうに言われたんですが、墓地も含まれて、墓地駐車場拡張建設のために、転用のこととしたというふうに伺いました。

申請の位置ですけれども、申請地は譲受人の自宅、お寺、墓地のそばに位置しています。

周辺への影響なんですが、申請地区周辺には、譲受人の寺、墓地があり、また耕作地もなく、周辺の農地に影響はないと、ごめんなさい、支障を来すことはないと思われます。以上です。

議　長　　ありがとうございました。

以上をもちまして、事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議　長　　よろしいですか。

はい、ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第３８号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議　長　　異議なしと認めます。

よって議案第３８号、農地法第５条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程５、議案第３９号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事務局　　議長。

議　長　　事務局。

事務局　　それでは、議案第３９号、農用地利用集積等促進計画の公告につきまして、議案の７ページをお開きください。

なお本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が、農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて、中間管理権を取得するのと同時に、受け手に対して、転貸による貸借権設定を同時に行うもので、今回、田４８筆、畑１７筆、その他２筆が貸借権設定されるものでございます。

また１１ページの下のほうですけども、所有権移転につきましては、田２筆４，８１１㎡が、川上の譲渡人から、岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて、八束の譲受人へ、売買により移転するものでござい

ます。
案といたしましては、いずれも令和８年１１月１０日付で公告の予定でございます。
内容については、全件とも問題ないものと考えます。
お目通しの上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、お目通しをお願いします。
これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。
はい、どうぞ。

１１番委員　所有権移転のところの対価が違うのが、これは手数料か何かですか。

事務局　　議長。

議　長　　事務局。

事務局　　はい。お見込みのとおりでございます。手数料です。

１１番委員　ありがとうございます。

議　長　　ほかにはございませんか。
よろしいですか。
それでは、これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第３９号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議　長　　異議なしと認めます。
よって議案第３９号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告については、原案のとおり可決されました。
続きまして日程６、報告第１６号、農地法第１８条第６項の規定による農地の貸借の合意解約について、日程７、報告第１７号、農地の提供変更に係る届出について、日程８、報告第１８号、農地改良に係る届出について、以上を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局　　議長。

議　長　　事務局。

事務局　　報告第１６号について、ご説明いたします。

１３ページをお開きください。

報告第１６号、農地法第１８条第６項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の６件がございました。

添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

続いて、報告１７号についてご説明いたします。

１５ページをお開きください。

農地の形状変更に係る届出については、次の２件がございました。

こちらも添付書類がそろっておりましたので、受理いたしました。

続いて、報告第１８号についてご説明いたします。

１７ページをお開きください。

報告第１８号、農地改良に係る届出については、次の１件がございました。

こちらも添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議　長　　報告第１６号、報告第１７号、報告第１８号について、質問や意見等ありましたら、お願いいたします。

＜「なし」の声＞

議　長　　ないようです。

質問、意見等ないようですので、これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、職務代理者からご挨拶をいただきます。

職務代理者　失礼いたします。

天気もいいし、農繁期は忙しい時期と思いますけども、体と事故には

十分気をつけて、頑張っていただきたいと思います。

本日はご苦労さまでした。

事務局長　ありがとうございました。

次回１１月総会は、１１月１０日火曜日の午前１０時からの予定です。

以上で１０月総会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

（午前１０時５２分　閉会）